

派遣労働者の同一労働同一賃金における J サポートの対応について

株式会社 J サポート

2020 年 4 月から同一労働同一賃金のための改正労働者派遣法が施行され、派遣元事業主は『派遣先均等・均衡方式』または『労使協定方式』のいずれかを選択し対応を講ずることが義務付けられました。

J サポートでは、同じ就業地域、職種、職務の難易度の仕事で働く正社員の平均賃金以上が確保される『労使協定方式』を採用いたしました。

【労使協定方式】

対象となる派遣労働者の範囲	全職種
有効期間	2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日